

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福島県報

目次

- 告示
 - 土地改良区の定款の変更を認可した件二件 一七
 - 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法により町道の改築工事を開始する件 一七
 - 電線共同溝を整備すべき道路として指定した件 一七
 - 土地改良区の役員が就任した旨届出があった件 一七
 - 都市計画法により公聴会を開催する件二件 一七

告示

福島県告示第二百八十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、福島市土地改良区から令和五年三月十七日付けで申請のあった定款の変更について、同月二十八日認可した。

令和五年四月四日

福島県知事 内 堀 雅 雄
 （農村計画課）

福島県告示第二百八十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、会津大川土地改良区から令和五年三月二十二日付けで申請のあった定款の変更について、同月二十八日認可した。

令和五年四月四日

福島県知事 内 堀 雅 雄
 （農村計画課）

福島県告示第二百八十二号

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号）第十六条第一項の規定により、町道の改築に関する工事を次のとおり行う。

令和五年四月四日

福島県知事 内 堀 雅 雄

路線名	工事区間	工事の種類	工事開始の年月日
字内沼越線	河沼郡会津坂下町大字大上字稲荷林三二〇番地先から同郡同町大字青津字村南一六番地先まで	橋梁工	令和五年四月五日

（道路計画課）

福島県告示第二百八十三号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路及びその区間を次のとおり指定した。

令和五年四月四日

福島県知事 内 堀 雅 雄

路線名	区間
県道小浜字町線	南相馬市原町区旭町二丁目一番地先から同市原町区旭町二丁目一番地先までの上り線 南相馬市原町区旭町二丁目二九番地先から同市原町区旭町二丁目五二番一地先までの下り線

（道路計画課）

公告

公告第六十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任した旨届出があった。

令和五年四月四日

福島県知事 内 堀 雅 雄

土地改良区の名称
会津中央土地改良区

就任した役員

役別 氏名

住所

理事 小久保 義直 河沼郡湯川村大字堂畑字二本柳甲二二九番地

(農村計画課)

公告第六十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十六条第一項の規定により、県北都市計画に係る公聴会を次のとおり開催する。

令和五年四月四日

福島県知事 内堀雅雄

一 公聴会の開催日時及び場所

日時 令和五年四月二十五日(火)午後六時半から

場所 福島市上町四番二十五号 福島テルサ三階あぶくま

二 公聴会の案件

県北都市計画区域区分を変更する案

三 公述人の資格

公述人になることができる者は、県北都市計画区域内の住民に限る。

四 公述人の申出

公述人になろうとする者は、令和五年四月十八日(火)までに、別記様式による公述申出書をその者の居住する市町村又は福島県北建設事務所を経由して知事に提出して申し出るものとする。

五 その他

1 福島県都市計画公聴会規則(昭和四十四年福島県規則第九十一号)第六条第一項の規定により知事が公述人の数若しくは公述の時間を制限し、又は公述の全部若しくは一部を認めないときは、その旨を公述の申出をした者に通知する。

2 この公聴会に係る都市計画の変更の案は、福島県土木部都市計画課、福島県北建設事務所又は福島市、伊達市、桑折町及び国見町の都市計画担当課において縦覧に供する。

3 この公聴会に関する詳細については、福島県土木部都市総室都市計画課、2の福島県建設事務所又は2の都市計画担当課に問い合わせること。

別記様式

公 述 申 出 書

令和5年4月4日付け福島県報に搭載された「県北都市計画区域区分を変更する案」に
関し、次のとおり公述を申し出ます。

令和5年 月 日

福島県知事 内堀雅雄

住 所

ふりがな
氏 名

1 意見を述べようとする理由

2 意見の要旨

注 「意見を述べようとする理由」及び「意見の要旨」については、日本産業規格A列4番の大きさの400字詰め原稿用紙1枚以内に横書きのこと。

(都市計画課)

公告第六十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十六条第一項の規定により、会津都市計画に係る公聴会を次のとおり開催する。

令和五年四月四日

福島県知事 内堀雅雄

一 公聴会の開催日時及び場所

日時 令和五年四月二十七日(木)午後六時から

場所 会津若松市栄町三番五十号 会津稽古堂三階研修室一

二 公聴会の案件

会津都市計画区域区分を変更する案

三 公述人の資格

公述人になることができる者は、会津都市計画区域内の住民に限る。

四 公述人の申出

公述人になろうとする者は、令和五年四月二十日(木)までに、別記様式による公述申出書をその者の居住する市町村又は福島県会津若松建設事務所を経由して知事に提出して申し出るものとする。

五 その他

1 福島県都市計画公聴会規則(昭和四十四年福島県規則第九十一号)第六条第一項の規定により知事が公述人の数若しくは公述の時間を制限し、又は公述の全部若しくは一部を認めないときは、その旨を公述の申出をした者に通知する。

2 この公聴会に係る都市計画の変更の案は、福島県土木部都市計画課、福島県会津若松建設事務所又は会津若松市及び会津美里町の都市計画担当課において縦覧に供する。

3 この公聴会に関する詳細については、福島県土木部都市総室都市計画課、2の福島県建設事務所又は2の都市計画担当課に問い合わせること。

別記様式

公 述 申 出 書

令和5年4月4日付け福島県報に搭載された「会津都市計画区域区分を変更する案」
に
関し、次のとおり公述を申し出ます。

令和5年 月 日

福島県知事 内 堀 雅 雄

住 所
ふりがな
氏 名

- 1 意見を述べようとする理由
- 2 意見の要旨

注 「意見を述べようとする理由」及び「意見の要旨」については、日本産業規格
A列4番の大きさの400字詰め原稿用紙1枚以内に横書きのこと。

(都市計画課)